

# 平成31年 第1回喬木村議会定例会一般質問

平成31年3月10日 午前9時00分開議

会場：喬木村役場 議場

順序	氏名	質問事項
1	後藤 澄壽	○小中学校の教職員の勤務時間について ○「中山間地域等直接支払制度」、「多面的機能支払制度」による補助金の活用について
2	櫻井 登	○小学校におけるプログラミング教育必修について
3	下平 貢	○転入希望者への不動産斡旋のトータルサポートについて
4	東原 靖雄	○公有林野等の官公造林地契約について ○全国森林環境税について
5	木下 温司	○村が抱える当面の課題について
6	福澤 眞理子	○2019年10月から実施される予定の幼児教育・保育の無償化に伴い、国は無償の対象から給食費を除く方向で検討されているようだが、村はどのように考えておられるか ○国民健康保険税の負担軽減を図る検討はできないか
7	中森 高茂	○移送支援事業の予算等見直しについて（民生費） ○健康ポイント事業の保健対象者の拡充について（衛生費） ○リニア代替地登録制度の閲覧状況と今後のその活用について ○今後の北地区の道路等の整備について

平成 31年 2月20日

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 後藤澄壽

## 一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
小中学校の教職員の勤務時間について	平成28年に文部科学省から、「全国の中学校の教職員の57.7%の勤務時間が、過労死ラインにある」との調査結果が発表された。	丸山 教育長
	(1) 喬木村の小中学校教職員の本年度の最長の超過勤務時間は、1日につき何時間、1週間につき何時間であったか。	
	文部科学省の中央教育審議会は、2021年度から、学校教職員に変形労働時間制を導入し超過勤務の上限を1か月45時間とする答申素案を発表した。これを受け柴山文部科学大臣は、「長時間の部活動の指導などは、必要な授業準備の時間を削ってまで教師が行うことなのか」というメッセージを発表した。喬木村では、すでに文部科学省の指導により、部活動の指導を外部の指導者へ委託するなど改善が進んでいると聞いている。	
「中山間地域等直接支払制度」、「多面的機能支払制度」による補助金の活用について	千葉県では、部活動の指導の改善などによって超過勤務時間が月80時間以上になる教職員は、昨年度の66%から、今年度は31%に減少したと報告されている。	丸山 教育長
	(2) 喬木中学校の教職員の超過勤務時間は、部活動改善前に比べて、本年度はどのように変化したか。 県の方から夏休みに学校を完全に休みにする日をつけるように指導があったが、喬木村ではすでに実施しているとのことである。こうした教育環境が整ったとしても、教職員には、目に見えない仕事もある。 このような状況の中で、教職員の健康状態が心配である。	
「中山間地域等直接支払制度」、「多面的機能支払制度」による補助金の活用について	(3) 喬木村の小中学校の中に、心身に不調をきたして、療養休暇をとっている教職員はいないか。	丸山 教育長
	(1) 「中山間地域等直接支払制度」「多面的機能支払制度」による補助金が、喬木村の各地域でどのように活用されているか、具体的事例を紹介していただきたい。	
こうした補助金は、手続きが複雑で、適用された後も農地管理等が大変など問題もある。地域住民が協力して、それぞれの得意分野も生かしながら、こうした補助金の有効活用を考えて行くことが重要である。		松島産業 振興課長

予め議長に通告内容を提示し、許可を得て期日までに正本を提出してください。

平成 31年 2月 21日提出

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 櫻井 登

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので通告します。

(1)

質 問 事 項	1 回目 の 質 問 趣 旨 及 び 要 旨	2 回目 以 降 の 関 連 質 問 趣 旨	答 弁 者
1 小 学 校 に お け る プ ロ グ ラ ミ ン グ 教 育 必 修 に つ い て	(1) プログラミング教育と教科目との関係性はどのように組み立てられるか	① プログラミング教育の必要性を文科省の指導方針に基づいて分かり易く説明いただき、何をどのように教育指導されるのかについて具体的にお願いします。  ② 独立している各教科目をプログラミング教育ではどのように指導されるのか、その取組みを説明してください。 例えば、国語では、算数では、理科では、音楽や図画工作では、というように。	林 田 教 育 委 員 会 務 局 長  林 田 教 育 委 員 会 事 務 局 長
	(2) 2020年4月にプログラミング教育が開始されるまでの本年1年間の準備体制や対応はどのように進められるか	① デジタル環境としてのプログラミング教育のツールは不要と思いますが、準備されていることや指導される先生方の取り組みなどはどのように進められていくのか。	林 田 教 育 委 員 会 事 務 局 長
	(3) ICT教育のモデル校として、今後のデジタル教育をどのように進められるか、その教育方針は	① 変化の凄まじさは追いついていけない程の速さですが、プログラミングを学び、デジタル教育をさらに深めていくような指導をされるのか、そのあたりの教育方針はどうされるか。	林 田 教 育 委 員 会 事 務 局 長

次の事項について質問したいので通告します。

(2)

質 問 事 項	1 回目 の 質 問 趣 旨 及 び 要 旨	2 回 目 以 降 の 関 連 質 問 趣 旨	答 弁 者
	<p>(4) デジタル教育の環境整備について学校では、家庭ではどのように考えられるか</p> <p>(5) デジタル教育の推進と一方では、デジタルデトックスとの調整や棲み分けの指導は必要と考えるが、その対応はどうされるか</p> <p>(6) デジタル教科書活用と重いランドセルを背負っての通学時の児童の負担軽減は検討できないか</p>	<p>① 学校でのデジタル環境が整備されると、家庭での環境もということになるかと思うが、そのことはどのように検討されているのか。</p> <p>① 文科省のプログラミング教育必修では、日常生活にコンピューターで制御された社会の成り立ちやその仕組みなど、便利な道具の使い方などの原理原則を学ぶことと思うが、スマホの例が多いように、はまり込んで中毒症状の現象があることも懸念もされている。デジタルデトックスともいわれているが、この指摘されている問題点も考慮した指導があるべきと考えるがいかがか。</p> <p>① 文科省では重いランドセルを背負って通学するのではなく、デジタル教科書(タブレット)をランドセルに入れて通学時の重さの負担軽減ができるような指導を望んでいると思うが、それは現実的に可能か。可能ならば、いつ頃からか。</p>	<p>林田教育委員会 事務局長</p> <p>林田教育委員会 事務局長</p> <p>林田教育委員会 事務局長</p>

平成 31 年 2 月 26 日

喬木村議会議長 殿

喬木村議会議員 下平 貢

## 一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
<p>転入希望者への不動産斡旋のトータルサポートについて</p> <p>1. 現在の転入希望者への対応はどのように行われているか</p> <p>2. 農業者向けの住宅支援の考え方について</p>	<p>私からは転入希望者への不動産斡旋について、トータル的にサポートできないかをテーマに質問します。</p> <p>この件につきましては、昨年6月の定例会においても関連質問しましたが、再度質問させていただきます。</p> <p>背景として、当村には、紹介できる住宅、土地などの不動産が少ないことが、転入希望者に対して阻害要因となっていることがあげられます。事例をあげると、喬木村で農業をしたいと訪れても、住むところがなく断念していく。というケースを多く見してきました。こうした状況を打破できないか、策を講ずる必要性を感じます。</p> <p>始めに、転入を希望する方が来庁された場合の対応をどのように進めているかお伺いします。</p> <p>転入希望の中で、喬木村で農業を営みたいとして来村される方が毎年数件見受けられますが、詰まるところ住居の不安から話が進まない案件が多いのではないかと感じます。教員住宅を利用するという話も聞くところですが、当該事象の今後の進め方をどのように進めて行く予定かお伺いします。</p>	<p>村澤企画 財政課長</p> <p>松島産業 振興課長</p>

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
3. 土地利用の観点から今後の住居区域をどのように描いているか。	<p>喬木村は、広範囲にわたり農振の縛りを受けなかなか住宅候補地として紹介できる場所が少ないと感じていますが、住宅開発予定地を村として更なる計画を示していくことが必要と思われませんが見解をお伺いします。また、現時点で候補に挙げられそうな場所があるのかお伺いします。</p>	村澤企画 財政課長
4. 不動産関連の一連の事業推進として宅建取引の専門的有識者の配置について	<p>不動産事業を効果的に推進していくためには、外部委託でもよいので、当該事例が生じたときに、瞬時に対応できるような専門的な体系作りや、有識者の配置が大切だと思います。村の現状と今後の考え方についてお伺いします。</p>	村澤企画 財政課長
5. 更なる移住定住を進めていく為の担当係の設置の必要性について	<p>飯田市では、「結いターン移住定住推進室」を4月より設けるという報道がありました。住居や仕事、子育て環境など移住希望者が描くそれぞれのスタイルや、抱える課題に応じ、ワンストップの相談支援を担うとのこと。加えて、移住希望につなげる為の情報発信や相談会の開催も手掛けるとしています。このことを、喬木村に置き換えて考えてみますと、まさに今抱える課題にマッチした政策だと考えます。窓口の一本化は理にかなった政策と私は考えますが、村としてどのように考えているかお伺いします。</p>	市瀬村長

平成 31 年 2 月 27 日提出

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 東原靖雄

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので通告します。

(1)

質 問 事 項	1 回目 of 質問趣旨及び要旨	2 回目以降の関連質問趣旨	答 弁 者
1 公有林野等の官公造林地契約について	(1) 公有林野等官公造林契約の終了にあたって (契約者喬木村長) 平成 17 年度会計検査院の実施検査において、公有林野等官公造林については「安易な契約延長ではなく、早期に契約の終了をすべき」とされ、契約期間の終了をもって再契約をしないこととなっています。	<p>① 喬木村公有林野等官公造林地は昭和 13 年 3 月から平成 36 年 3 月までの 86 年間、5 年後に南信森林管理署との契約が終了となります。</p> <p>契約の面積は 1 林班から 5 林班になり、214.24ha で、材積はヒノキ、アカマツ、カラマツ、広葉樹合わせて 45,944m<sup>3</sup> の材木があります、契約終了にあたって 2 通りの手法があります、</p> <p>1) 契約箇所を皆伐し、その売り払い代金を分収することで契約を満了する。</p> <p>(分収割合は国 5 割所有者 5 割)</p> <p>2) 長伐期化を念頭に、立木を伐採せず、国の持分について、当方の規定等に定められた方法により算定評価した代金をお支払いいただくことで契約を満了する方法で、二つの選択することとなりま</p>	市瀬村長

質 問 事 項	1 回目 の 質 問 趣 旨 及 び 要 旨	2 回 目 以 降 の 関 連 質 問 趣 旨	答 弁 者
<p>2 全国森林環境税 について</p>	<p>(1) 平成 29 年度 喬木村議 会第 3 回定例会において発 議第 13 号で「全国森林環 境税」の意見書を衆参議 長、各関係大臣当てに提出 している懸案です、 第 198 回今国会に「全国森 林環境税」が提出されてい ますが、今国会に可決され れば、納税は 2024 年度か らで、2019 年度より前倒し で施行されると言われて います。</p>	<p>すが、村ではどちらを選 択か、又は他のお考えが ありますか。 ② 小川耕地財産区公有 林野等官公造林地は (契約者は喬木村長) 昭和 34 年 6 月から平成 42 年 12 月まで 70 年間、 11 年後に南信森林管理署 との契約が終了となりま す。 契約の面積は 1 林班で 76.20ha で材積は ヒノキ、アカマツ、カラ マツ、広葉樹合わせて 10,475m<sup>3</sup> の材木ありま す、契約終了にあたって 前の喬木村公有林野等の 同様に 2 通りの手法があ ります、これもどちらを 選択しますか村の考えを お聞きします。</p> <p>① 毎年ゲリラ豪雨、台風 により災害が発生して います、昨年は西日 本の広島県で流木ダ ムにより多くの方々 が犠牲になりました、 喬木村も 21 号台風に より、基幹林道大島氏 乗線が法面の崩壊、路 肩決壊等により工事 が中止されいます、防 災減災を行い国土強 靱な山林を作らなく てはなりません。</p>	<p>市瀬村長</p> <p>福澤生活 環境課長</p>



質 問 事 項	1 回 目 の 質 問 趣 旨 及 び 要 旨	2 回 目 以 降 の 関 連 質 問 趣 旨	答 弁 者
		<p>2019 年度より前倒しにより施行されます、全国森林環境税の活用はどのような仕様で有り、又本村でも是非取り組みし、その計画をお聞きします。</p>	

平成 31 年 2 月 27 日提出

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 木下温司

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので通告します。

(1)

質 問 事 項	1 回目の質問趣旨及び要旨	2 回目以降の関連質問趣旨	答 弁 者
1 村が抱える当面の課題について	(1) リニア・三遠南信道に関する工事車両の安全対策について	①村内北と南全域で工事車両の増加が見込まれ、交通事故対策が望まれます。今後の対応について	井澤高速交通対策課長
	(2) 高速交通網整備に関する、工事車両等による村道の損壊等による補償について	②村道の補修等に関する対応はどのようになっているのか	井澤高速交通対策課長
	(3) 三遠南信道の騒音対策について	③騒音、砂ほこりなど環境対策についての対応は	井澤高速交通対策課長
	(4) リニアガイドウェイヤードの埋め立てどの土質調査について	④ヒ素等三遠南信道については、埋め立て地の対策を考えているが、リニアの埋め立て土については	井澤高速交通対策課長
	(5) 村内公共施設改修に向けた、今後の状況について	①当面は保育所統合に向けた、施設投資と思われるが、今後中学校の改築への見通しは	市瀬村長
	(6) 水道施設の今後の運営状況について	①人口減、高齢化に伴う、利用料の減収と維持管理についての対応	市瀬村長
	(7) 橋梁等の維持管理について	①今年度の予算の中にも、橋梁に関する項目が盛られているが、今後の状況は	井澤高速交通対策課長
	(8) 村内の看板等サイン計画について	①広域での対応は	村澤企画財政課長

平成 31年 2 月 28 日提出

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 福澤眞理子

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので通告します。

(1)

質 問 事 項	1 回目 of 質問趣旨及び要旨	2 回目以降の関連質問趣旨	答 弁 者
<p>1 2019年10月から実施される予定の幼児教育・保育の無償化に伴い、国は無償の対象から給食費を除く方向で検討されているようだが、村はどのように考えておられるか。</p>	<p>(1) 国は、給食費など「実費徴収」としているものは「無償の対象から除くことを原則」とする方向で進めているようである。幼稚園との公平性を理由に保育園の給食費も無償化対象から外されるのではないかと危惧されている。保育料が減免されている低所得の人が負担増にならないかと心配する人もいる。今の時点で村としてどう考えておられるかお伺いしたい。</p> <p>(2) 国が決めることとは言え、給食は保育の一環とされてきた歴史を考えると、給食費は無償化の対象とすべきと考えるが、村の考えをお伺いしたい。</p>	<p>①多子世帯で、保育料が無償となっている園児もいる。給食費が実費となった場合、これらの園児はどうなるか。</p>	<p>(1) 市瀬村長</p> <p>① 林田教育委員会 事務局長</p> <p>林田教育委員会 事務局長</p>

次の事項について質問したいので通告します。

(2)

質 問 事 項	1 回目 の 質 問 趣 旨 及 び 要 旨	2 回 目 以 降 の 関 連 質 問 趣 旨	答 弁 者
2 国民健康保険税の負担軽減を図る検討はできないか。	(1) 国保の加入者は、他の公的医療保険制度の加入者と比べて、所得は低いのに、保険料は高いという実態がある。所得がなくても均等割りが課税されると世帯の人数が多ければ多いほど重い金額になる。ことに収入のない子どもにも課せられる、この均等割りを子育て支援として、子どもを除くことは検討できないか。		飯ヶ浜 保健福祉 課長

平成31年 3月 5日提出

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 中森高茂

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので通告します。

(1)

質 問 事 項	1 回目 の 質 問 趣 旨 及 び 要 旨	2 回目 以 降 の 関 連 質 問 趣 旨	答 弁 者
1 移送支援事業の 予算等見直しに ついて (民生費)	(1) 昨年度予算にて移送支援制度を交通弱者へのタクシー利用補助としたが、31年度の予算にて日中独居高齢者まで補助を広げたがその内容は。	① 29年度まで移送支援事業はタクシーまたは給油利用補助であり、対象者は介護保険受給者および重度心身障がい者が多くを占めていたが、利用対象者等の変更による30年度の事業費に鑑み、31年度予算計上時点での前年対比100万円の減額理由は。	(1)① 飯ヶ浜 保健福祉 課長
2 健康ポイント事業の保険対象者の拡充について (衛生費)	(1) 健康ポイント事業は30年度においては国保加入者対象であったが、31年度予算においては全加入保険対象としたがその意図するところは。		飯ヶ浜 保健福祉 課長
3 リニア代替地登録制度の閲覧状況と今後のその活用について、	(1) 2月末で登録受け付けを終了した代替地登録制度の最終の登録状況と今後の取り扱いは。	① 阿島北地区の村道121号線から天竜川までの本線において移転対象者や農地等のかかる方々への補償算定額が示され、個別説明が行われているが、それに伴い閲覧や相談件数は如何ほどか。	(1)① 井澤高速 交通対策 課長

	1 回目の質問趣旨及び要旨	2 回目以降の関連質問趣旨	答弁者
<p>4 今後の北地区の道路等の整備について</p>	<p>北地区の本線の建設により移転を余儀なくされている方々の移転先や今後の北地区の道路環境の整備は J R 東海の袋地解消道路とは別に重要課題としてとらえているが、どのように村は考えているか。</p>	<p>② 同じ土地を希望される方が複数の場合は当事者間に任せて決定して頂くのか。</p> <p>③ 代替地登録制度に登録されていない土地の方との売買は第三者契約の対象となり税の優遇措置を受けるための手続きに村はどう対応するか。</p> <p>④ 登録された土地の今後の取り扱いにおいて、北地区の移転者の動向確定後、村外での村へ移転希望する方への開示を進めてはどうか。また、他の方法は。</p>	<p>井澤高速交通対策課長</p> <p>井澤高速交通対策課長</p> <p>井澤高速交通対策課長</p> <p>井澤高速交通対策課長</p>